

平成28年度 南島原市奨学生募集

📍 教育総務課 ☎050(3381)5080

南島原市奨学資金貸付制度は、市内に住所を有する人の子どもなどで、学習意欲に富み、優れた資質を持ちながら、経済的な理由で修学が困難な学生に学費を貸与し、将来、社会に貢献できる有能な人材を育成することを目的としています。

募集期間

4月4日(月)～5月31日(火)

貸付を受ける人の条件

①経済的理由により、修学が困難であること
(所得金額の基準を設けています)。

例：世帯人員4人の場合→大学など229万円以下、
高等学校など206万円以下

②人物、学業とも奨学生としてふさわしいこと
(学力の基準を設けています)。

例：成績証明書から算出される成績平均が5段階評価
で、おおむね3.0以上

③貸付金の償還能力を有し、本市内に居住する保証人
がいること。

※所得および学力の基準は目安です。基準外でも審査
により認められる場合があります。

申請書類

申請に必要な書類は教育総務課、有家・西有家各教育
振興班および深江、布津、北有馬、口之津、加津佐
各支所に備えてあります。また、市のホームページか
ら印刷できます。

借入希望者は、**在学証明書**(入学後の在学が発行)、
成績証明書(1年生は直前に卒業した学校、編入生は編
入前の学校、2年生以上は在学のもの)が必要です。
※今年度卒業予定者の成績証明書は3月中の準備をお勧め
します。

奨学金の貸与月額

区分	貸与額(月額)
高等学校 (国立海上技術学校を含む)	15,000円以内
大学(短大を含む)	30,000円以内
高等専門学校	30,000円以内
専修学校 (2年以上の専門課程に限る)	30,000円以内

奨学金は、毎月、本人に貸与します。ただし、
新規採用者の初回貸与は4～7月分をまとめて
7月末に貸与する予定です。なお、貸与する奨
学金は無利子です。

奨学金の償還方法

当該学校卒業後から6カ月間据え置き、月
賦・半年賦・年賦のいずれかを選択していただ
きます。償還期間は、高校のみの貸付者は5年
以内、その他の場合は8年以内、退学およびそ
の他の理由により貸付を廃止された場合は3年
以内に償還していただきます。

他との併願・併給

他の奨学金制度との併願・併給は可能です。
※独立行政法人日本学生支援機構(第一種)の
奨学金との併給は不可です。

水道料金の納付は口座振替で！ 📍 上水道課 ☎050(3381)5070

水道料金の納付は毎月のことです。“気がついたら納期が過ぎていた！”
そんなことがないよう、口座振替をご利用ください。

● 申込方法/通帳と印鑑を持参の上、各金融機関で行ってください。
(申込用紙は金融機関にあります)

● 振替/振替は、毎月末(12月・3月は25日。振替日が土・日・祝祭日の場合は翌営業日)。
※なお、申し込んだ翌月の使用料から引き落としを行います。



民生委員児童委員はあなたの身近な相談相手です

📍 福祉課 ☎050(3381)5051

民生委員児童委員とは

「民生委員児童委員」は民生委員法・児童福祉法に基づき厚生労働
大臣から委嘱され、地域住民の立場に立って相談に応じ、見守りや
支援を行っている人たちです。身分は非常勤の地方公務員で、給与
の支給はなく(無報酬)、ボランティアとして活動しています。

本市には現在8地区(旧町単位)に160人の民生委員児童委員
がおり、それぞれの地域で活動しています。また、その中から16人
の主任児童委員が指名され、児童の問題を専門的に担当しています。

民生委員児童委員はどんな人がどうやってなるの？

民生委員児童委員は、人柄が良く、物事に正しい判断を下す力
のある人で、広く地域の実情に通じ、社会福祉の仕事に理解と熱意
のある人など、民生委員法に定める要件を満たす人が委嘱されます。
特別な資格などは必要ありません。原則75歳未満の人で、その地域
に5年以上居住していることとされています。

市の民生委員推薦会が、自治会や地域の団体などから推薦された
候補者を選考し、県の審議会を経て厚生労働大臣から委嘱されます。
任期は1期3年で、1期ごとに改選があります(再任可)。

民生委員児童委員は こんな仕事をしています

民生委員児童委員は、支援を必要としている地
域住民の相談相手であり、行政や福祉関係機関と
の橋渡し役も担っています。

地域の皆さんが安心して相談できるよう相談の
内容や相談相手のプライバシーに関して知り得た
情報などの秘密は堅く守ります。



主な活動内容

- 高齢者宅の訪問、独居の高齢者の見守り
- 介護や障害に関する相談
- 児童虐待やいじめの相談、学校訪問
- 地域事業への参加
- 社会福祉協議会との協働事業 など

第3次 南島原市行政改革大綱(案)に関する 市民意見募集

📍 行革推進室 ☎050(3381)5031 FAX0957(82)3086
〒859-2211 西有家町里坊96番地2 E-mail: gyoukaku@city.minamishimabara.lg.jp



本市は、現在、第2次行政改革大綱(平成23～27年度)に基づき、行政改革
に取り組んでいますが、今後も引き続き行政改革に取り組むため、「第3次南島
原市行政改革大綱」を策定します。

本大綱を策定するにあたり、市民の皆さんなどのご意見・ご提案をいたたく
ため、案についての市民意見募集(パブリック・コメント)を行います。

● 閲覧・募集期間

3月2日(水)～22日(火)

● 閲覧場所…行革推進室、各支所、市民サービス課
(市ホームページにも掲載します)

● 意見などを提出できる人

- ・市内に在住・在勤・在学の人
- ・市内に事業所などを有する人
- ・パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を
有する人

● 意見の提出方法

意見内容、住所、氏名、年齢、性別を記載のうえ、
持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかで提出し
てください。(任意の様式でも結構です)

● 意見の公表

お寄せいただいたご意見の要旨とそれに対する本市
の考え方は、後日ホームページなどで公表する予定
です。

● 提出先…行革推進室、各支所、市民サービス課